

年 発 1 0 1 0 第 1 号
令和 7 年 1 0 月 1 0 日

独立行政法人福祉医療機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令の公布について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 100 号。以下「改正省令」という。）が令和 7 年 10 月 10 日に公布されたので通知する。

改正省令の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴法人において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 改正省令の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号。以下「改正法」という。）の一部規定が令和 7 年 12 月 1 日から施行されることに伴い、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 4 年厚生労働省令第 46 号）について、所要の改正を行う。

第二 改正省令の内容

- 1 改正法第 17 条の規定により、独立行政法人福祉医療機構は、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条第 1 項に規定する業務のほか、令

和 9 年 4 月 1 日から当分の間、同法附則第 5 条の 2 第 13 項ただし書に規定する未済金の支払業務及び年金担保債権管理回収業務に関連する業務として厚生労働省令で定めるものを行うことができることとされたことに伴い、年金担保債権管理回収業務の関連業務として以下の業務を定める。

- ・ 行政機関又は年金担保貸付けを受けていた者若しくはその相続人からの年金担保債権管理回収業務に関する照会に対して回答する業務
- ・ 年金担保債権管理回収業務において作成又は入手した文書を保管する業務

2 その他所要の改正を行う。

第三 施行期日

改正省令は、改正法の一部規定の施行の日（令和 7 年 12 月 1 日）から施行する。